


第2期中間決算公告

平成18年12月27日

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
 株式会社きらやかホールディングス
 代表取締役社長 澤井 誠介

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	50,925	預 金	1,203,239
コ ー ル ロ ー ン	58,800	譲 渡 性 預 金	10,400
商 品 有 価 証 券	16	コ ー ル マ ネ ー	2,004
金 銭 の 信 託	98	借 用 金	6,904
有 価 証 券	225,940	外 国 為 替	20
貸 出 金	914,270	社 債	12,000
外 国 為 替	942	そ の 他 負 債	10,704
そ の 他 資 産	12,633	賞 与 引 当 金	38
有 形 固 定 資 産	32,839	役 員 賞 与 引 当 金	3
無 形 固 定 資 産	3,358	退 職 給 付 引 当 金	598
繰 延 税 金 資 産	7,635	繰 延 税 金 負 債	114
支 払 承 諾 見 返	13,294	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,482
貸 倒 引 当 金	△ 15,000	負 の の れ ん	619
投 資 損 失 引 当 金	△ 299	支 払 承 諾	13,294
		負 債 の 部 合 計	1,263,423
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	12,501
		利 益 剰 余 金	21,306
		自 己 株 式	△ 556
		株 主 資 本 合 計	43,250
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 6,164
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,713
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,452
		少 数 株 主 持 分	234
		純 資 産 の 部 合 計	42,033
資 産 の 部 合 計	1,305,456	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,305,456

中間連結損益計算書

（平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	19,235
資 金 運 用 収 益	12,377
(うち貸出金利息)	(11,051)
(うち有価証券利息配当金)	(1,279)
役 務 取 引 等 収 益	5,535
そ の 他 業 務 収 益	186
そ の 他 経 常 収 益	1,135
経 常 費 用	21,282
資 金 調 達 費 用	928
(うち預金利息)	(444)
役 務 取 引 等 費 用	1,455
そ の 他 業 務 費 用	181
営 業 経 費	13,173
そ の 他 経 常 費 用	5,543
経 常 損 失	2,047
特 別 利 益	2,283
特 別 損 失	62
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	173
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	350
法 人 税 等 調 整 額	441
少 数 株 主 利 益	138
中 間 純 損 失	757

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 9社

会社名

株式会社殖産銀行

株式会社山形しあわせ銀行

エコーリース株式会社

しあわせファイナンス株式会社

殖銀カードサービス株式会社

しあわせユーシーカード株式会社

殖銀キャピタル株式会社

山形ビジネスサービス株式会社

殖銀ビジネスサービス株式会社

当社は、平成18年6月に、前連結会計年度末に当社の連結子会社であった殖銀カードサービス株式会社及びしあわせユーシーカード株式会社の全株式を取得し、両社を当社の完全子会社といたしました。

また、平成18年9月に、前連結会計年度末では当社の持分法適用会社であったエコーリース株式会社及び連結子会社であったしあわせファイナンス株式会社の両社は、株式交換により当社の完全子会社となりました。

なお、当社の連結対象会社である殖銀キャピタル株式会社は、当社の完全子会社である株式会社殖産銀行、殖銀カードサービス株式会社及びエコーリース株式会社による株式保有割合が高く、実質的に支配しているため、当社の連結子会社としております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

会社名

株式会社東北バンキングシステムズ

株式会社エス・ワイコンピューターサービス

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の中間決算日は中間連結決算日(9月末日)と一致しております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

中間連結貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

6. 当社及び銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

動 産 3年～15年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）及びリース期間定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

8. 社債発行費及び創立費は資産として計上し、社債発行費は3年間、創立費は5年間の均等償却をそれぞれ行っており、年間償却費見積額に12分の6を乗じた額を計上しております。

9. 当社及び連結される子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から

独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,790 百万円であります。

その他の連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 銀行業を営む連結される子会社の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務

株式会社殖産銀行	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理
----------	---

株式会社山形しあわせ銀行	発生年度において全額損益処理
--------------	----------------

数理計算上の差異

株式会社殖産銀行	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
----------	--

株式会社山形しあわせ銀行	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
--------------	--

なお、株式会社殖産銀行の会計基準変更時差異（4,401 百万円）及び株式会社山形しあわせ銀行の会計基準変更時差異（2,191 百万円）（代行返上後）については、15 年による按分額を費用計上することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を費用計上しております。

14. 当社並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

16. 銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
17. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
18. 当社の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 116 百万円
19. 関係会社の株式(及び出資)総額（子会社の株式(及び出資)を除く） 91 百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 19,713 百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,094 百万円
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,678 百万円、延滞債権額は 30,235 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は192百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,855百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,962百万円であります。
- なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、500百万円であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,724百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 29,884 百万円

その他 9,385 百万円

担保資産に対応する債務

預金 523 百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券 38,843 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金権利金は 1,044 百万円であります。

29. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、銀行業を営む連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示方法の規定により公示された価格、第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳及び第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 6,380$ 百万円

30. 社債には、劣後特約付社債 12,000 百万円が含まれております。

31. 1 株当たりの純資産額 327 円 92 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は、1 銭減少しております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。33. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照 表計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	8,359	8,408	48
その他	19,504	19,216	$\Delta 288$
合 計	27,864	27,624	$\Delta 240$

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	13,053	13,380	327
債 券	168,602	162,514	△6,088
国 債	151,935	146,161	△5,774
地方債	294	291	△2
社 債	16,372	16,061	△311
その他	11,194	11,006	△188
合 計	192,850	186,900	△5,949

なお、上記の評価差額から繰延税金負債129百万円を差し引いた額△6,078百万円のうち少数株主持分相当額85百万円を控除した額△6,164百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、株式143百万円であります。

また、当該有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

33. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
非公募事業債	1,733
その他有価証券	
非上場株式	1,468
非上場国内債券	7,080
非公募転換社債	801

34. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
運用目的の金銭の 信託	98	—	—

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを

約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 117,453 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 86,381 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 41,799 百万円であります。

(2) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

37. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第 1 号平成 14 年 2 月 21 日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 2 号平成 14 年 2 月 21 日）が平成 17 年 12 月 27 日付および平成 18 年 8 月 11 日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

38. 「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成 15 年 10 月 31 日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号平成 17 年 12 月 27 日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号平成 17 年 12 月 27 日）が平成 18 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基

準および同適用指針を適用しております。

39. 連結自己資本比率（国内基準）は、8.72%であります。

中間連結損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純損失金額 6円01銭

3. 「その他経常収益」には、株式等売却益 689百万円を含んでおります。

4. 「その他の経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,771百万円及び貸出金償却 952百万円を含んでおります。

5. 特別利益には、厚生年金基金代行返上に伴う最低責任準備額と確定返還額との差異額 2,030百万円を含んでおります。

第2期中間決算公告

平成18年12月27日



山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

株式会社きらやかホールディングス

代表取締役社長 澤井 誠介

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	293	流動負債	329
現金及び預金	284	1年以内返済予定の 関係会社長期借入金	300
未収収益	6	未払金	8
繰延税金資産	2	未払費用	10
その他	0	未払法人税等	6
固定資産	61,764	未払消費税等	4
有形固定資産	0	固定負債	12,580
器具及び備品	0	社 債	12,000
投資その他の資産	61,764	関係会社長期借入金	580
関係会社株式	49,764	負債合計	12,910
関係会社長期貸付金	12,000	（純資産の部）	
繰延資産	42	株 主 資 本	49,190
創立費	10	資 本 金	10,000
社債発行費	32	資 本 剰 余 金	38,552
		資本準備金	38,552
		利益剰余金	668
		その他利益剰余金	668
		繰越利益剰余金	668
		自己株式	△ 31
		純資産合計	49,190
資産合計	62,100	負債純資産合計	62,100

中間損益計算書 [平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	497
受 取 配 当 金	315
受 入 手 数 料	182
営 業 費 用	122
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	122
営 業 利 益	374
営 業 外 収 益	155
営 業 外 費 用	172
経 常 利 益	357
税 引 前 中 間 純 利 益	357
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5
法 人 税 等 調 整 額	0
中 間 純 利 益	351

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具及び備品 4年

3. 繰延資産の処理方法

創立費 毎期均等額（5年）を償却しております。

社債発行費 毎期均等額（3年）を償却しております。

なお、創立費及び社債発行費は、年間償却費見積額に12分の6を乗じた額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、49,190百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。

（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準）

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

(企業結合及び事業分離に関する会計基準)

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から各会計基準および同適用指針を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
3. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。
4. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
5. 1株当たりの純資産額 378円68銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

(中間損益計算書の注記)

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 2円77銭